

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例一部改正(案)について

■ 改正内容（総じて事業要件の緩和）

項目	改正前の主な内容	改正後の主な内容
①保育所等との連携 (第 7 条)	家庭的保育事業者等は、保育の提供の終了（卒園）後も、満3歳以上の児童に対して必要な保育等が継続的に提供されるよう、その受け皿となる連携施設（ <u>保育所、幼稚園又は認定こども園</u> ）を適切に確保しなければならない。（第1項）	連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合、 <u>連携施設の確保を不要とする</u> 。（第4項追加） <u>その場合、利用定員が 20 人以上である企業主導型保育施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設</u> であって、市長が適當と認めるものを、卒園後の受皿となる連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。（第5項追加）
②連携施設に関する特例 (第 46 条)	保育所型事業所内保育事業を行う者は連携施設の確保に当たって、 <u>①集団保育を体験させる機会</u> （第7条第1項第1号）、 <u>②職員の病休等による代替保育</u> （同項第2号）の提供に係る <u>連携協力を求めることが要しない</u> 。	左記に <u>加えて、③満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所</u> で、市長が適當と認めるものについても、 <u>連携施設の確保をしないことができる</u> 。（第2項追加）
③経過措置 (附則 第 3 項)	食事の提供に係る経過措置（調理員の配置及び調理室又は調理施設の設置） 家庭的保育事業（第23条に規定する <u>家庭的保育者の居宅に限る</u> 。）の認可を得た施設等については、施行日から 10 年の間は設置基準等の規定を適用しないことができる。	左記の括弧内が削除され、家庭的保育者の <u>居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業</u> についても、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「10 年」とする。
④経過措置 (附則 第 4 項)	連携施設の確保の適用猶予期間… 施行日（平成 27 年 4 月 1 日）から <u>5年間</u>	左記、 <u>10 年間</u>

■ 現在、本市では、上記事業で該当するもの（施設）は存在しない。

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模保育事業



事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所等	保育者の居宅、その他の場所、施設
認可定員	6～19人

家庭的保育事業



事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所等	保育者の居宅、その他の場所、施設
認可定員	1～5人

事業所内保育事業



事業主体	事業主等
保育実施場所等	事業所の従業員の子ども+地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

居宅訪問型保育事業



事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所等	保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定します。

A型：保育所分園、ミニ保育所に近い類型 B型：中間型 C型：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

*特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としていますが、同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

*また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模保育事業	A型 保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児： 1人当たり3.3m ²	
	B型 保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。	2歳児： 1人当たり1.98m ²	
	C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0～2歳児： 1人当たり3.3m ²	
家庭的保育事業	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児： 1人当たり3.3m ²	◎自園調理 (連携施設等からの搬入可) ◎調理設備 ◎調理員*3
事業所内保育事業	定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型保育事業	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めます。

・連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けます。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けます。

参考

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室：1人当たり1.65m ² ほぶく室：1人当たり3.3m ² 2歳児以上 保育室等：1人当たり1.98m ²	◎自園調理 ※公立は外設搬入可（特区） ◎調理室 ◎調理員
-----	----------------------	-------	--	--

*1 保健師又は看護師の特例を設けています。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。